

## 『1649年会議法典』 翻訳と注釈 (6)

中沢 敦夫・吉田 俊則

(『富山大学人文学部紀要』 第50号掲載の (5) から続く)

### 18章 印章手数料<sup>1</sup>について

本章は71条からなる。

第1条 誰かに君主の俸給として知行地が新たに与えられた場合。その者からは1チェトヴェルチの耕地の給与ごとに2.5ジェニガの印章手数料を取ること。

第2条 誰かに君主の俸給として知行地が与えられ、その大きさが2, 3, 10あるいは10以上20チェトヴェルチ以下の場合。あるいは誰かに、2, 3あるいは4人に、5, 6, 10ないし10以上〔のチェトヴェルチの知行地〕が与えられる場合。かれら全員から請願書にもとづいて、一人あたり4分の1ルーブリの印章手数料を取ること。チェトヴェルチに応じて〔取るの〕ではない<sup>2</sup>。

第3条 士族、小士族、あらゆる人々に、かれらの古い知行地に対する君主の〔知行地〕所有確認文書<sup>3</sup>が与えられるが、その文書に、かれらの知行地官署にあるべき古い文書も、実際の知行地割り当て分がどれくらいかも失われ、また国璽官署にも古い登録台帳が無く、散逸したと書かれており、どのようにしてもそのような実際の知行地割り当て分を調査できず、〔した

---

1 印章手数料 (печатные пошлины)。諸官署は、発行する文書を認証するために、相続地を下賜する文書には、「印章」(官署の刻印が記された蠟のメダル)を付していた。また、使節官署 (Посольский приказ) は外交に関する印章の代金(手数料)を徴集していた(コトシーヒン著作第7章2節参照)。また、特別に印章を手数料を徴収する国璽官署 (Печатный приказ) が存在していた。本章の諸条項は、おもに国璽官署の実際の事務に関わる様々な条件を定めたものである。

2 もし少ない知行地でも、ここに記されている20チェトヴェルチの知行地を給与された場合、第1条の規定では50デニガ、すなわち4分の1ルーブリになる。つまり、この規定は、少ない土地を給与しても、一定の(20チェトヴェルチ相当の)印章手数料を確保するためのものと考えられる。

3 所有確認文書 (вводная грамота) とは、知行地領主に与えられ、領地の農民が領主に服するよう命令する文書のこと

がって] 追加調査台帳<sup>4</sup>にもとづいて、あるいは調査の有無にかかわらず、別のやり方でかれらに所有確認文書が与えられた場合。そのような文書からは印章手数料として、請願書一通につき一人あたり、半ポルチナの手数料を取ること。チェトヴェルチに応じて[取るの]ではない。

第4条 士族あるいは小士族が君主の勤務中に戦死した場合。かれの知行地はかれの妻と子に与えられるが、かれらから請願書一件につき<sup>5</sup>、[印章] 手数料を取ること。チェトヴェルチに応じて [取るの] ではない<sup>6</sup>。

第5条 士族や小士族が、知行地、無人の知行地、無主地の〔所有権の〕ことで、また辺境諸都市がある荒蕪地〔の特定区画〕を知行地として〔自ら所有する〕ことについて君主に訴え出て、かれらにそのような土地に関する君主の調査文書が与えられた場合。

その土地について調査した後で、証言をモスクワに送るよう命じ、またその土地を君主に登録するよう命じること。判決が下るまでは、かれらに与えるよう命じてはならない。そのような者からは一人あたり半ポルチナの〔印章〕手数料を取ること。

第6条 士族、小士族に、君主の恵与として相続地が与えられる場合。あるいはかれらの知行地の中から相続地として与えられる場合<sup>7</sup>。かれらへの下賜文書に赤い蠟で印章を付けること。その文書からは請願書につき一人あたり半ポルチナの印章手数料を取ること。チトヴェルチに応じて [取るの] ではない。

第7条 もし誰かに、父祖伝来の一族の相続地、購入による相続地に対して、それを君主による恵与相続地として〔保証する文書〕が与えられるとする。しかし、以前の文書は破壊<sup>8</sup>で紛失してしまった場合。その文書からは〔印章〕手数料を取ってはならない。

---

4 追加調査台帳 (книга дозорная) とは土地台帳 (писцовые книги) や人口調査台帳 (переписные книги) が作成されたのちに、その点検や補遺の内容を書記 (писцы) が追加として書き込んだ台帳のこと。

5 戦死などによる知行地の所有者変更も、所有を求めるものが請願書 (челобитная) を官署に提出して、それが認められることによって成立した。

6 ここには手数料の額は明示していないが、文脈から判断して前条とおなじ1件につき半ポルティナ (100 デニガ) であろう。

7 何らかの功業の賞与として、これまでの知行地として与えていたものを相続地として認める場合。他に、相続地をそのまま恵与することもあった。

8 1611年を中心とする、ポーランド勢によるモスクワのクレムリの破壊を指しているのだろう。

第8条 大商人〔ゴスチ〕あるいは商人<sup>9</sup>に、かれらのもとには兵士を宿泊させる義務がなく、公課課税区<sup>10</sup>と一緒に公課を支払わず、かれらは自宅に酒を保持することができるという内容の、赤い印章の付いた君主の恵与文書が与えられた場合。あるいはゴスチ<sup>11</sup>の名を持つ商人に、勤務のためや関税徴収、居酒屋税徴収のために〔君主の恵与文書が与えられた〕場合。そのような文書からは一通の文書あたり2ルーブルと1ポルチナの印章手数料を取ること。

第9条 大商人〔ゴスチ〕あるいは商人には、モスクワで石造りの店舗を与えられるが、その店舗の見返りとしてかれらから大歳入官署<sup>12</sup>の君主の国庫に賃料が徴収され、かれがその店舗を所有している根拠となる、その店舗に対する供与文書と営業許可書<sup>13</sup>与えられた場合。その店舗の供与文書には君主の印章が付けられる。店舗全体が売り渡された者からは1.25ルーブルの印章手数料を取ること。店舗の半分、三分の一、あるいは四分の一が売り渡された者からはその割合に応じて印章手数料を取ること。

第10条 士族、小士族のもとから知行地が、リトアニア側に取られることがある。あるいは、取られた土地がカザークに分配されることがある。あるいは、〔裁判の〕取り調べにもとづいてある者から取られて、古い相続地領主や知行地領主に引き渡されたりすることがある<sup>14</sup>。

第11条 〔そのために〕別の場所の知行地が代わりにかれに与えられ、そのかれの知行地に対する君主の文書が与えられるが、その知行地領主が君主に請願して、かれらはかつての知行地から手数料を支払ったので、チェトヴェルチに応じて〔土地面積に応じた印章手数料〕ではなく、請願書から手数料を取るように言う場合<sup>15</sup>。それらの文書には手数料なしで印章を付けること。

第12条 ノヴゴロドの知行地領主の請願書にしたがって君主の文書を大ノヴゴロドに送り、ノ

---

9 この商人 (торговые люди) はゴスチ組合とラシャ組合に属する商人たちを指している。

10 公課課税区 (черная сотня) は公課を納める担税民 (черные люди) を組織して徴税を効率化する地域的、社会的な単位ないし団体で、それぞれ独自の区長 (сотник) を選出していた。

11 大商人 (ゴスチ)、ゴスチ組合員、ラシャ組合員にはポサード民にもかかわらず、公課の支払は必要がなく、様々な手数料も免除されていた。いわば、ポサードの特権階級であった。

12 大歳入官署 (Приказ Большого Прихода) は十七世紀20年代以降は、おもに交易品の関税取り立てを業務としていた。

13 「営業許可書」は単にпамятьとなっているが、данная память (営業許可書) のことで、供与文書 (данная грамота) と一体になっている。

14 第10条は次の11条とともにひとつの条項になっている。

15 そのような問題が起こった場合、ということであろう。

ヴゴロドの勤務者台帳にしたがってかれに知行地の名義書き換えを指示するが、かれらからの印章手数料はモスクワで取る場合。大ノヴゴロドにおける知行地分与からチトヴェルチ〔に応じた〕印章手数料も、請願書から〔の印章手数料〕も取ってはならない。

その〔知行地の〕分与に対してノヴゴロドで所有確認文書が与えられるときに、モスクワで取るのと同額の、請願書につき一人あたり半ポルチナを、その知行地からの印章手数料としてノヴゴロドで取ること<sup>16</sup>。〔印章手数料の〕二重取りにならないためである。

第13条 知行地に関して取り調べを命ずる文書が〔モスクワから〕ノヴゴロドに書き送られ、取り調べの結果、分与することが適当であると分かり、かれらへの知行地の分与がノヴゴロドで行われるが、モスクワではかれらから印章手数料が取られていない場合。

その分与から大ノヴゴロドで、君主の命令にしたがい、1チトヴェルチの耕地あたり2.5ジェニガの印章手数料を取るが、請願書からは半ポルチナ〔の手数料〕を取ってはならない。

その知行地に対して所有確認文書が与えられたときには、その知行地から請願書につき半ポルチナの印章手数料を取る。そのような文書からモスクワで手数料が取られた場合には、大ノヴゴロドでそのことが分かるようにその文書の印章の脇に印（しるし）を付けること。

第14条 もし誰かに対して父の知行地が登録され、かれ〔その子〕に所有確認文書が与えられたにもかかわらず、かれが自分の父の知行地に対する名義書換文書<sup>17</sup>を取らない場合。

かれが父の知行地に対して名義書き換え文書を取っていないために、その者からは所有確認文書から1チトヴェルチあたり2.5ジェニガ〔の手数料を〕取ること<sup>18</sup>。

第15条 誰かが知行地官署から国璽官署に、無主地から購入した相続地に対する売買文書を持って来るが、〔すでに〕知行地官署でその売買文書から1ルーブルあたり1アルティンの手数料が取られている場合。

国璽官署では買い手から、売買文書から半ポルチナの手数料と、チェトヴェルチの耕地から1チェトヴェルチあたり2.5ジェニガ〔の手数料〕を取る。

第16条 相続地や知行地に対する君主の恵与状が、貴族、宮廷官、ドゥーマ士族、ドゥーマ書

---

16 ノヴゴロドの行政区では、カザンやベルゴロドなどの都市と同様に、そこに在住する総督や書記官が印章手数料を徴収する特権を持っていた。

17 名義書換文書（отказная грамоты）は、知行地などの財産の権利の放棄を確認するために、所有者が発する文書のこと。

18 一種の罰金的な性格を持っていると考えられる。

記官に与えられる場合。それらの文書から印章手数料は取ってはならない<sup>19</sup>。

第17条 士族、小士族に、君主の命令にしたがって知行地官署で相続地が、抵当証書、遺言状、譲渡証書や他のあらゆる証書類にしたがって登録され、知行地官署でその相続地からの手数料がかれらから取られ、台帳に記録され、かれらが君主の命令と証書類にしたがってその相続地を所有していることを示しているとする。その相続地に対する君主の名義書換文書が地方都市で与えられる場合。

その文書からは、知行地分与から〔取られる印章手数料〕と同じ、1 チトヴェルチあたり2.5ジェニガの印章手数料を取ること。

文書中に示されている証書類からは、8 アルティン2 ジェニガ〔の手数を〕取ること。

第18条 士族や小士族が国璽官署に、交換された知行地と相続地に関する君主の許可状を提出し、その許可状に、同じ広さで〔1 チェトヴェルチ対1 チェトヴェルチの割合で〕の交換である旨が記されている場合。その者たちから、請願書につき一人あたり半ポルチナの印章手数料を取ること。

許可状に、一方の者に〔等価交換を〕上回って渡された数チェトヴェルチ〔の土地〕が記されている場合。双方から、同じ請願書につき一人あたり半ポルチナ〔の手数を〕を、そして、上回った数チェトヴェルチ〔の土地を受け取った者〕から、1 チェトヴェルチあたり2.5ジェニガ<sup>20</sup>〔の手数を〕を取ること。

第19条 士族と小士族たる父が、自らの知行地と相続地を息子のものとして、あるいは母が子の、あるいは兄弟が兄弟の、あるいは叔父が甥の〔知行地と相続地を〕、他の親族のものとして登録し、君主の許可状にかれらの請願書が記されている場合。

それらの許可状につき、知行地ないし相続地を贈与する請願者から、一人あたり半ポルチナの印章手数料を取ること。

知行地と相続地が〔贈与され〕登録される者からは、1 チェトヴェルチあたり2.5ジェニガ〔の手数を〕を取ること<sup>21</sup>。

第20条 士族と小士族のもとから知行地と相続地が、君主の命令にしたがい没収され、〔他者へ〕

---

19 いわゆる上級身分である、ドゥーマ会議身分（думные чины）に属する者の特権を規定している。

20 この2.5ジェニガは、同章第1条の、新たに知行地が与えられる場合と同じ額に相当する。

21 いわゆる生前贈与による名義書き換えのケースである。

分与されたが、その後、かつての知行地領主と相続地領主の請願書にしたがい、そのかれらのかつての知行地と相続地が従来どおりかれらのものとして登録され、それら知行地と相続地に関する君主の許可状がかれらに与えられる場合。

それらの許可状につき、〔20チェトヴェルチ〕より多い分与地が与えられる者からは1チェトヴェルチあたり2.5ジェニガの印章手数料を、20チェトヴェルチ以下の〔分与地を与えられる〕者からは半ポルチナ〔の手数料〕を取ること。なぜなら、それらの知行地は、登録上は新たにかれらに分与されたからである。

第21条 君主の徴税請負許可状から〔印章〕手数料を取ること。徴税請負人が地方都市の居酒屋、馬取引税、運搬税、渡船税、請負割増<sup>22</sup>からのあらゆる収入を請け負う場合。

かれらから請負税収1ルーブリあたり7.5ジェニガ〔の手数料〕を取ること。1ルーブリあるいは2、あるいは3、あるいは5、あるいは6ルーブリの税収が生じる少額の請負については、それら徴税請負人から、請願書につき一人あたり半ポルチナ〔の手数料〕を取ること。ルーブリに応じた手数料〔を取るの〕ではない。

第22条 徴税請負人への君主の文書の中に、地方諸都市においてかれら〔徴税請負人〕にそれらの土地の徴税請負権が与えられているかぎり、かれらとかれらの補佐官に対する裁判を受け付けない、と記されている場合。

それらの文書に対し、請願書に記されているかれらの人数に応じて、請願書につき一人あたり半ポルチナ〔の手数料〕を取ること。

第23条 居酒屋ないし税関の徴税請負を、2年ないし3年の定められた期間で買い取った者に対して、何かの件で裁判で訴えを起こす者が1年目にある場合。1年目にはかれに対する裁判をその請願者〔訴えた者〕らに許さず、1年目が経過した後に、かれに対する裁判をかれらに許すこと。

その徴税請負人に対して、裁判を訴える者が2年目に現れた場合。2年目にはかれに対する裁判をその請願者〔訴えた者〕らに許さず、3年目にかれに対する裁判をかれらに許すこと。

同じ徴税請負人に対して別の請願者〔裁判を訴える者〕が3年目に現れた場合。徴税請負期間が終了した4年目に、かれに対する裁判をこの最後の請願者に許すこと。1年が過ぎるまでは、徴税請負人に対する裁判をけっして誰にも許してはならない。徴税請負人に誰からも根拠

---

22 請負割増 (наддача) とは、徴税請負 (откуп) を行った後に、おなじ税金対象について、同じ請負人が請負額を追加すること。

のない非難が与えられないようにするためである。

税関、居酒屋、他のあらゆる徴税請負権は、君主のポサード民、御料地と郷の農民に与えるのであって、他の誰の〔支配下にある隷属民〕と農民にも、いかなる徴税請負権を与えてはならない。

税関と居酒屋が3年を超えて徴税請負人に請負税源として与えられている場合。その徴税請負人への裁判に関する命令は、この条文の定めに準じて与えること<sup>23</sup>。

第24条 地方諸都市で徴税請負人に徴税請負権<sup>24</sup>が与えられている場合。これらの請負権について、モスクワで徴収すると同じように、地方諸都市で印章手数料を取り、地方諸都市からその手数料の金銭を国璽官署へ送ること<sup>25</sup>。

第25条 徴税請負人が地方諸都市であらゆる歳入を2年、3年、4年、5年分まとめて請け負う場合。あるいは、徴税請負人が自分の従来の徴税請負権を請負割増とともに再び請け負う場合。あるいは、ある徴税請負人が1年間請け負ったが、その請負権を自分に2年ないし3年間、また、ある徴税請負人は4年間維持する場合。

そのような徴税請負権、従来からの請負権と新たな請負割増については、すべての年数分の印章手数料をしかるべく合算するものであり、1年分〔の印章手数料を取るの〕ではない。

第26条 徴税請負人が定められた期間内に〔請負期間終了後の〕徴税請負を〔公然と〕拒否せず、他の誰も〔それを〕引き受けず、それらの収入が、定められた請負割増とともにその同じ徴税請負人に割り当てられる場合。

その徴税請負人から、すべての徴税請負権、従来からの〔請負権〕と定められた請負割増に対し、1ルーブリにつき7.5ジェニガの印章手数料を取ること。

第27条 誰かが期限までに〔徴税請負の継続を〕拒否し、自らの請負権を継続することを望まないが、その請負権をかれらの代わりに引き受ける者もなく、宣誓役人による徴収も定められず、〔請負権が〕かれらに請負割増なしで無理やり割り当てられる場合。そのような者たちから、

---

23 本条は印章手数料の規定というよりも、徴税請負人に対する裁判手続きを規定したものであるが、裁判は国璽官署の担当だったところから、ここに挿入されたものと思われる。

24 徴税請負人は、公衆浴場、製粉所、渡船場、漁場など様々な事業に対して、その権利を与えて徴税をすることであった。その期間も以下の諸条文が示すように様々であった。

25 この条項で、徴税請負人からの印章手数料は、地方都市の総督、書記官が徴集することができたことが分かる。



印章手数料を取ってはならない。

第28条 君主の徴税請負許可状と請負に関するあらゆる文書が地方都市へ宮内官署から送付される場合。すなわち、徴税請負権が〔宮内〕官署において与えられ、文書と訓令があらゆる身分の人々の請願書にもとづいてその官署から送られる場合。

その文書と訓令に印章を付し、それらについて、署名手数料と印章手数料を宮内官署で取ること<sup>26</sup>。

第29条 誰か徴税請負人が、地方都市の浴場あるいは製粉所に対して、再度、徴税請負権を、2年、3年、また、それ以上の年数にわたって与えられるとする。その場合、その徴税請負人が君主に、浴場と製粉所〔の徴税請負〕に対して、限られた期間のみ徴税請負権を保持しているが、1年間の新規営業に対し、かれらからその徴税請負権につき印章手数料を取りたいことを、請願した場合。そのような徴税請負権については、1年間のみの印章手数料を取ること。

第30条 誰か徴税請負人に、渡し場、漁場、他の小額の収入への徴税請負権が与えられ、〔それは〕5ルーブリあるいは6ルーブリ、あるいは10ルーブリ、あるいはそれ以上であるが、他に比し小額の税額であるとする。登録状に、かれらが地方都市で毎年、その金銭を、他の誰かが、請負徴税権につき、請負割増からの徴税権に対して、それを徴収する時まで、支払うことが記されているが、かれらが何年間徴税請負権を保持しうるのかが明確に記されていない場合。そのような登録状につき、1年目に一度モスクワで〔印章〕手数料を取ること。

残りの年のその徴税請負権について、地方都市で1年毎に、総督と官署役人が、印章手数料を徴税の金銭とともに取ること。

その手数料の金銭をモスクワの国璽官署に送付すること。

第31条 士族と小士族が自らの裁判案件で、裁判官署やあらゆる官署において訴訟をおこし、その裁判において、地方都市で共通の証人<sup>27</sup>が申請され、そのことについて地方都市へ君主の文書が送付される場合。その文書につき、被告と原告から、一人あたり半ポルチナの〔印章〕手数料を取ること。

原告あるいは被告のどちらか一方が申請し、他方が申請しない場合は、その文書につき、申

---

26 君主の御領地に関する印章手数料はこれまで宮内官署（Приказ Большого Дворца）で取っていたが、この習慣を保持した条項である。

27 裁判手続きにおける「共通の証人」については、第10章148条の注を参照のこと。



請した側から、〔印章〕手数料として半ポルチナを取ること。

第32条 誰かが誰かに、いかなる案件であろうとも、訴訟をおこし、その裁判において共通の証人が申請されるが、被告が〔原告を〕反訴し、そしてかれのもとに同時に三つないしは四つの異なる訴訟案件があり、証人あるいは証人召喚状が申請されており、それについて地方都市に君主の文書<sup>28</sup>が送付された場合。その文書につき、〔印章〕手数料を取ること。ただしいくつかの訴訟案件がある場合、その案件があるだけ、それぞれについて手数料を取ること。

第33条 原告や被告が、裁判において、証人申請せず、その案件について、証人の言にもとづかないで訴訟を審議することを指図する場合。訴状なしで審議が進められることから、それらの文書からの〔印章〕手数料は取ってはならない。

しかし審理ののちに、命令〔判決文〕がある場合には、訴訟の手数料は有罪の者から取ること。

第34条 請願者が君主に、債務証文に関する法的案件について請願し、それについての〔証拠の〕文書がかれらに下されたが、自身の請願書に、借用額面を記していない場合。一人につき25アルティンの〔印章〕手数料を取ること。

一枚の債務証文ごとに借金を取ることが記されている場合。一枚の請願書につき、かれらから半ポルチナを、一枚の債務証文につき同様に半ポルチナの〔印章〕手数料を取ること。

第35条 証書、遺言状、売買証文にもとづいて負債を取る〔回収する〕ことが〔そのような〕文書の中に記されている場合。それらの文書につき、請願書あたり半ポルチナを、そして証拠書類からは、債務証文と同様に、半ポルチナの手数料を取ること。

第36条 誰かが君主に、債務証文のない訴訟においての法的案件の請願をおこなった場合。その請願者から、一人当たり半ポルチナの印章手数料を取ること。

第37条 誰かが君主に、債務証文なしの訴訟や他の法的案件の訴訟について請願をおこない、同僚やポサード民や郷の農民に代わって、請願者一人が〔代表で〕請願書に記載されている場合。かれらから25アルティンの〔印章〕手数料を取ること。

第38条 誰かが君主に、ポサード民や郡の農民に代わって、一回ごと請願する場合。それらの

---

28 これは裁判のための証人を召喚するための文書を指している。

文書から、チェトヴェルチあたり1ループリの〔印章〕手数料を取ること<sup>29</sup>。

第39条 君主の文書あるいは訓令に、一人の請願者が記載されており、その者が、二人あるいは三人に対し、法的審査を、ある人によっては五人あるいは六人、それ以上の者に対し〔法的審査を〕、請願するが、請願者がかれらに対し、いくつかのそれぞれの案件をもち、一つの案件があらゆる人に対してあるというのではないとする。そしてかれのもとで、あらゆる人たちと案件それぞれについての訴訟が生じるが、一件分の〔印章〕手数料のみを支払いたいがために、一枚の文書や訓令に、自身のそれぞれの案件を記載した場合。その個々の案件に応じて、それらの文書から手数料を取ること。

殴打事件、強奪、証書のある担保、貸し付けに関する個々の案件がある場合でも、その案件ごとに、〔印章〕手数料を取ること。

第40条 士族や小士族が、君主に、逃亡農民について請願し<sup>30</sup>、その〔裁判〕文書に、かれら農民たちは農民としてかれらの支配下に生活するとの、貸付状と保証書が認められているとする。ところが、貸付状と保証書を、〔保証人から〕自ら得た農民たちが、〔自分たちは〕かれらの支配下に生活していないとし、かれら〔農民たち〕がこうした証書にもとづいてかれらの保証人を訴えてた場合。

これらの文書から、印章手数料を請願ごとにとること。証書ごとにとってはならない。

第41条 修道士を抱える掌院、典院が、何らかの案件について君主に請願を行い、かれらに君主の文書が与えられる場合。このような文書から、印章手数料として、一件の文書につき25アルティンを取ること<sup>31</sup>。

第42条 掌院あるいは典院あるいは執事僧の一人あるいは〔修道院の〕従僕が請願書に〔訴訟人として〕記載されており、かれらが自身の特別な案件でなく、修道院の案件で請願をする場合。それらから印章手数料を、同様に25アルティン取ること。

---

29 簡単すぎて分かりにくい条文だが、おそらく、土地の係争についての請願（訴訟）を想定している条文であろう。

30 逃亡農民の返還を要求する裁判訴訟を行うことを意味している。

31 第38条で、ボサード民たちが一文書について1ループリ（200ジェニガ）を印章手数料として支払わなければいけなかったのにくらべて、修道院関係者の手数料は25アルティン（150ジェニガ）であることから、修道院が優遇されていたことが分かる。

第43条 士族，小士族に，法的案件において地方諸都市に君主の文書が与えられたが，その君主の文書にもかかわらず，被告が地方諸都市で反抗的に振舞い，期日までに自分についての保証書を提出せず，モスクワへ出頭しないとする。そのかれらの不服従について総督や官署役人が君主に報告書をしたため，その報告書にもとづいて地方諸都市に君主の文書が送付され，被告の不服従に対して，原告に一通目の，また二通目の文書から裁判遅滞にともなう滞在費の賠償をするよう命じられた場合。

それらの文書につき請願人からは一人あたり半ポルチナの〔印章〕手数料を取ること。

第44条 原告に君主の召喚状が与えられるが，その文書によって地方諸都市で総督や官署役人が被告に手心を加え，それらの被告の保証書をとらず，それらの文書に対してモスクワの君主に報告書を書かなかったとする。そして，原告が期日まで，また期日後にモスクワに滞在して，君主に同一の訴訟で二通目の文書を請願し，それらの二通目の文書がかれらに与えられた場合。

それらの文書について印章手数料を，原告から一文書あたり半ポルチナを取るが，双方は請願した者と交渉すること。

第45条 カザン国やすべてのヴォルガ川下流地域の諸都市のヤサーク担税民たるタートル人やチェレミス人が君主に請願したが，請願状にクニャージ，ムルザ，ヤサーク担税民たる勤務タートル，免税特権者，百人隊長，長老，一般のチュバシ人，チェレミス人，ヴォチャーク人が，当該の案件について記載されており，かれらに文書が与えられる場合。

これらの人々が様々な名前と呼ばれていたとしても，それらの文書からは，身分にもとづいて手数料を取り，あらゆる身分の者から25アルティンずつ取ること。

第46条 ある官署から，誰かの請願による訴訟で，訓令書を携えた執達吏が派遣される場合。それらの訓令書には君主の印章が付されなければならないが，それらの訓令書からは君主の訓令にもとづいて印章手数料を取ること。君主の印章のない訓令はいかなる請願〔裁判〕案件においても発給されない。

第47条 シベリア諸都市の軍勤務者，ポサード民，耕作民が，法的案件や他のあらゆる案件について，シベリア諸都市のあらゆる人々を訴え，シベリア諸都市から国璽官署へ〔送るべく〕君主の文書を持参した場合。あるいはシベリア諸都市以外のポサード，郡，ベルミ，ヴァトカ，ウスチュグ，その他の諸都市のあらゆる人々を訴え，委託，証文を伴った債権，喧嘩，掠奪，他の同様の案件について国璽官署へ君主の文書を持参した場合。

それらの文書から印章手数料を取ってはならない。なぜなら場所が遠く、シベリアの軍勤務者はモスクワへ稀にしか来ないからである。

第48条 シベリア及びヴォルガ下流域の諸都市で軍務についている士族、小士族、タタールの隊長、銃兵隊長やあらゆる人々には通行証が与えられるが、かれらの請願によって当地での勤務のために糧食、酒、蜂蜜、ホップを運ぶことがかれらに命じられ、他のアストラハンや他の諸都市の現地士族に、木造邸宅建設のための木材を運ぶことが命ぜられた場合。

勤務のため、それらの通行証からは印章手数料を取ってはならない<sup>32</sup>。

第49条 君主の文書が隊長、モスクワ銃兵隊長、あらゆる官署のモスクワの銃兵に、すべての法的案件また証文による負債に関するかれらの請願によって与えられる場合。また、隊長、銃兵隊長に、相続地に対する文書、所有確認文書、名義書換文書、恵与状が与えられる場合。

それらの文書から手数料を取ってはならない<sup>33</sup>。

第50条 法的案件において、モスクワや地方諸都市で扶持を受け、新免税地を与えられたアタマン、エサウル、カザークに君主の文書が与えられる場合。そのような文書からは、法的案件からの訓令にしたがって印章手数料を取ること。

かれらにかれらの土地のことで文書が与えられる場合は、それらの文書からは手数料を取ってはならない。

第51条 都市の銃兵隊長、カザークの隊長、百人隊長、銃兵、カザークが、君主にあらゆる法的案件について、あるいは銃兵やカザークの土地に関する取調べについて部外者を訴え、君主の文書がかれらの請願によってかれらに与えられる場合。法的案件から、部外者を訴える者から、訓令にしたがって印章手数料を取ること。

部外者〔を訴えるの〕ではなく、内輪で君主に訴える場合、あるいは土地について請願する場合。かれら〔請願者〕からは〔印章〕手数料を取ってはならない。なぜならかれらは勤務者であり、かれらの土地は君主のものだからである。

第52条 君主の文書が、諸都市の扶持を受けている修道院や教会の掌院、典院、長司祭および修道士に、貨幣扶持や穀物扶持に関して与えられる場合。また、都市の銃兵、カザーク、砲手、

---

32 前条の主旨と同じく、遠方の勤務者に対する優遇措置と考えられる。

33 『会議法典』全体に見る、銃兵に対する優遇政策が反映している。

要塞砲手、あらゆる給与受給者に、年給についての文書が与えられる場合。

かれらに君主の給与が訓令によって与えられ〔ているのであり〕、それらの文書からは〔印章〕手数料を取ってはならない。

第53条 地方諸都市の銃兵、カザーク、砲手、要塞砲手、門衛、石工、煉瓦工に、何ルール分までかれらは無税で商業ができるか、どのくらい自分のために酒類を醸造できるかについての君主の訓令文書が、かれらの請願によって与えられる場合。

そのような文書からは、かれらの勤務のために、また貧しさのために、印章手数料を取ってはならない。

第54条 君主への納税義務を負う郷の土地台帳と追加調査台帳<sup>34</sup>の抄本が、宮内官署や他の官署から、御料地の村の農民たちに与えられた場合。これらの文書にかかる印章手数料は、すべての農民の代わりに、長老より、抄本の内容を勘案して、一文書につき25アルティンずつ徴収すること。

宮内官署から発行された抄本には宮内官署の印章が付され、その文書にかかる手数料は宮内官署が徴収するが、他の諸官署から発行された抄本には国璽官署が印章を付し、手数料を徴収すること。

第55条 使節官署から君主の通行証が与えられた外国商人、すなわち、イギリス商人、オランダ商人、自由都市及び他の様々な国家の大商人や商人たちが、商取引における債務証文や証書にもとづき、ロシア人に対する法的執行を求めて、君主に請願した場合。

君主の恵与状が与えられたイギリスとオランダの大商人からは印章手数料を徴収しないが、他のすべての外国商人たちからはロシア商人が徴収される場合と同額の印章手数料を徴収すること。

第56条 貴族、宮廷官、及び〔ドゥーマ会議に列席する〕士族とドゥーマ書記官の、様々な案件に及ぶ請願に応じて、君主の文書が地方都市に送られた場合。あるいは、かれらの請願に応じて、訓令書をたずさえた執達吏が地方都市に派遣された場合。

これらの文書や訓令書からは、〔印章〕手数料を徴収してはならない。

---

34 土地台帳 (писцовые книги)、追加調査台帳 (дозорные книги) については、第10章235条の注を参照のこと。

第57条 大膳職侍従長、寝殿官、小姓頭の請願に応じて、文書や訓令が地方都市に送られた場合。これらの文書からは、命令にもとづいて、印章手数料を徴収すること。

第58条 相続地についての裁判や、他のあらゆる裁判において、また、ホロープ官署が管轄するホロープに関する裁判において、様々な人たちに与えられた判決書に、訴訟案件に関するすべてが遺漏なく記されていた場合。

これらの文書には君主の印章が付され、印章手数料を、命令にもとづいて徴収すること。

第59条 生命の源たる聖三位一体セルギイ修道院で、掌院、財産管理僧、出納係、修道僧に、かれらの修道院の中での案件に対して、君主の文書が与えられた場合。

これらの文書からは署名手数料も印章手数料も徴収してはならない。

第60条 ノヴォスパスキー修道院で、掌院、財産管理僧、修道僧に、かれらの修道院の中での案件に対して、君主の文書が与えられた場合。

これらの文書からは、君主の両親の〔魂の救済の〕ために<sup>35</sup>、印章手数料を徴収してはならない。

第61条 聖三位一体セルギイ修道院とノヴォスパスキー修道院の従僕と農民が、自己の訴訟で、君主の文書を得た場合。

かれらからは、命令にもとづいて、〔印章〕手数料を徴収すること。

第62条 聖三位一体セルギイ修道院とノヴォスパスキー修道院を除いた、すべての修道院の、掌院、典院、修道士、従僕、農民からは、あらゆる案件に関する文書ごとに、命令にもとづいて、〔印章〕手数料を徴収すること。

第63条 〔ロシアに〕やって来た〔時期の〕新旧を問わず、知行地を持たない扶持取り傭兵である外国人たちの請願に応じて、君主の文書や訓令が、執達吏によって、〔かれらに〕与えられた場合。かれらが貧困で、また外国人であるがゆえに、これらの案件に関する君主の文書や訓令からは、印章手数料を徴収してはならない。

一方、知行地を持つ外国人たちに与えられた場合は、ロシア人が徴収されるのと同額の印章

---

35 モスクワのノヴォスパスキ修道院は、総主教の一種の屋敷をかねており、ミハイル帝の父である総主教フィラレートを記念する修道院であった。

手数料を、命令にもとづいて徴収すること。

第64条 様々な官署から国璽官署へ送られた君主の文書が、請願された案件に対する地方都市の総督や官署役人からの報告書にもとづいて書き記されていた場合。あるいは、地方都市の総督や官署役人からの報告書とともに送られてきた請願書にもとづいて書き記されていた場合。

これらの文書からは、印章手数料は裁量の上で徴収すること。すなわち、請願者がこれらの文書を求めて国事官署に出頭した場合には、その請願者から、命令にもとづいて、印章手数料が徴収されるが、請願者がいなかった場合には、手数料なしで印章が付される。

第65条 地方都市の士族と小士族に、軍務官署から君主の文書が与えられ、〔地方都市で勤務する〕宮廷勤務者名簿への登録〔による昇進〕が命じられた場合。あるいは、宮廷勤務者名簿の登録者に選抜勤務者名簿への登録〔による昇進〕が命じられた場合。

これらの文書からは、印章手数料が一人につき半ポルチナずつ徴収される。

第66条 ある者たちに君主の文書が与えられ、地方都市の郡長、または、〔地方都市の〕官署で働く都市管理官<sup>36</sup>の職に就くように命じられた場合。

これらの文書からは、印章手数料を一人につき1ルーブルずつ徴収すること。

第67条 モスクワや地方都市で君主の穀物〔の運搬〕のために雇われて、船と人足にかかる費用を自弁して、アルハンゲリスク及びヴォルガ下流の諸都市やシベリアへ赴く君主の穀物生業の請負人に、君主の文書が与えられた場合。

これらの請負人からは、印章手数料を徴収すること。

---

36 都市管理官 (городовой прикащик) とは16世紀前半から17世紀にかけての地方都市とその周辺郡部の行財政を管轄する役人の職名で多くは地方士族の中から募って任命された。地方都市とその防備施設や大公の館の建設、諸税の徴収、領主の土地の境界設定や土地台帳の作成への参与、裁判司法や警察機能など地方都市に関するあらゆる分野を管掌し、軍事力を担わない点を除けば多くの点で都市の総督 (воевода) の機能に近かった。裁判司法の分野では郡長 (グバー長老) と一致する点が多かったが、警察的機能は主に都市管理官が分担したとされる。イワン四世時代の1538-41年に行われた地方改革で生まれた郡長 (グバー長老) は初期においては都市管理人に從属するものとされるので、この官職は1530年代以前から存在していたことになる。городовой прикащик の社会的出自はかならずしも明確ではなく、公課担税民 (тягло) 身分出身の者も「世襲勤務身分」出身のものも存在した。16世紀中のгородовой прикащикは地方都市と郡部の両方を管轄したが、17世紀には都市だけになった。17世紀の証書史料ではгородовой прикащикゴロドニチイ (городоничий) とも呼ばれたが、この役職は次第に廃れていき法的に廃止はされなかったものの1679年以後最終的に消滅し、警察的職務としてのゴロドニチイ (городоничий) だけがその後も残った。



第68条 シベリアの諸都市において、カザークの隊長、あるいは百人隊長、あるいはアタマンの職に就くことを命じた君主の文書が、勤務者自身によって、シベリア官署から国璽官署にもたらされた場合。

これらの者たちのもとにある、これらの文書からは、郡長や都市管理官の場合と同額の、君主の手数料を徴収すること。それは、これらの文書は強制ではなく、これらの者たちの請願にもとづいて発行されたものだからである。

第69条 軍務官署から国璽官署に送られた君主の文書が、軍籍編入、給与、および勤務地についての、小士族の請願にもとづいて書き記されていた場合。

これらの君主の文書からは、印章手数料を一人につき、半ポルチナずつ徴収すること。

第70条 随行執事<sup>37</sup>と小姓に君主の恵与状が与えられ、貨幣による年俸で、モスクワ郡や地方都市にある、大村、小村、村をともなった、御料地の郷およびスロヴォダの管理を命じられた場合。

これらの文書からは、印章手数料が国璽官署で2ルーブリと半ポルチナずつ徴収され、文書には赤い蠟で君主の大印が付されること。

第71条 地方都市のポサード民、郷の農民、駅通御者に、土地と身分を保護した君主の恵与状が与えられた場合。

これらの文書には、国璽官署で、赤い蠟によって君主の大印が付され、文書ごとに印章手数料を、2ルーブリと半ポルチナずつ徴収すること。

## 第19章 ポサード民<sup>38</sup>について

### 本章は40条からなる

第1条 総主教、府主教、主教、修道院、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、側近などの身分の

---

37 随行執事 (путный ключник) については第16章1条の注を参照。

38 『会議法典』第10章94節の注にも触れられているが、ポサード民 (посадские люди) とは、諸都市における君主の土地に居住して、商工業、手工業に従事し、一定の公課 (тягло) を君主に対して納めている住民層を指している。ポサード戸 (посадские дворы) が課税単位であり、十七世紀には都市住民のおよそ一割が相当しており、それ以外はいわゆる勤務者の家僕など使用人が都市で商業などに従事していた。

者でも、モスクワにスロボダ<sup>39</sup>を持ち、そこに商売人や手工業者が住み、何らかの商業や手工業を営んでいて、店舗を所有しているにもかかわらず、国へ税金<sup>40</sup>を払わず、勤務にも就いていない場合。

これらすべてのスロボダを、全住人ともども、全てを君主の所有として公課を払わせ、また役務につかせ、永久にかつ最終的に没収すること。ただし、かれらの債務家僕（ホローブ）は除く。債務家僕については、子細に調査したうえで、終身〔の家僕（ホローブ）〕とわかった場合には、かれらをその使役する屋敷に引き渡すこと。もしその債務家僕の父や一族がポサード民もしくは国有地郷の出身者であるとわかった場合には、かれらをポサードに住まわせること。

以後、モスクワにも、その他の都市にも、君主のスロボダを除いて、何者もスロボダを所有してはならない<sup>41</sup>。

総主教のもとからスロボダを完全に没収すること。ただし、例外として、前の総主教にもとから仕え、その役職で生活してきた屋敷の家僕たる小士族、聖歌隊員、書記官、書記官補、炉焚き人夫、番人、料理人、パン焼き人、馬丁、その他の役職の屋敷の家僕たちは除く。〔また、かれらには〕年払いの給金と穀物〔の扶持〕が与えられる。

第2条 モスクワのポサードの外側に設定された土地〔スロボダ〕から、調査によって捕らえられた、あらゆる身分の商工業者が、公課課税区<sup>42</sup>に振り分けられた場合。かれらは、変わることなく公課を君主に納め、どこで台帳に登録されていようと君主の所有となる<sup>43</sup>。

第3条 モスクワその他の都市の教会の土地に住む司祭の子、あるいは堂守、寺男、もしくは何らかの自由民か誰かの家僕であり、その人が何らかの商売に従事していて、いかなる公課も課されず、税金を払うことなく、勤務に服することなく、役務を負担していない場合<sup>44</sup>。

---

39 このような、スロボダ住民は宮廷用達品を生産したり、宮廷の役務についているために公課（тягло）を免除されていたが、十七世紀になると、上流階層の私的な財産視されるようになった。また、担税スロヴォダ民が免税スロボダに逃亡したり、みずから債務家僕になって税を免れることもあった。本条はそのような状態を改めるをことを主旨としている。

40 ここで「税金（подати）」は「公課（тягло）」を含めた国税一般を指している。

41 本条はモスクワの状況を念頭に入れて作成されているが、ポサード民の利益をはかるという意味では、ほかの都市にも通じていることをしめしている。

42 公課課税区（тяглые сотни）。モスクワの特定職種の人や職人たちによる、地域的・職業的・社会的集団で、それぞれ区長（сотники）を選出していた。

43 モスクワにおける、ポサード民としての登録の厳密化を定めた条項。これによって、公課の徴集を確かなものとする意図があった。

44 第2条に続いて、これらの人々は、ポサード民として登録しなければならないことが暗示されている。

かれら全員から商売に対して公課を徴収すること。これは、このような者たちが、どこにいても、決して免税されることがないためである。

第4条 どのような身分であっても、モスクワにいて、国庫の給与を金銭あるいは穀物で受け取りながら、自分の店舗を保有し、人に貸し付け、何らかの商売に従事している場合。

これらの者たちは、従前の身分を続け、国家の給与を受け取って、国家への勤務を続けること。ただし、銃兵はそのかぎりではない<sup>45</sup>。

しかしながら、かれらのあらゆる商売から、かれらは、公課負担者の課税区、スロボダ、もしくは担税民と並んで、税金を払うこと。

勤務は、いかなる税の支払いにも相当しない。公課の負担を望まない者は、その店舗を国家の担税民に売却すること。

第5条 総主教、高位聖職者、修道院、貴族、ドゥーマ会議官、その他、あらゆる身分の者の持つスロボダがモスクワ周辺<sup>46</sup>にあつて、そのスロボダには、債務家僕以外の、何らかの商売を営む者が住んでいる場合。これを探索して、君主の所有とすること。

しかしながら、農耕に従事している農民がいて、知行地や相続地の調査によって、昔からの農民であり、その土地に移されていたことが判明した場合。当該のスロボダを没収された者〔農民〕には、スロボダから、自分の相続地または知行地に移転させることを命ずること。

モスクワその他の地方都市において、農耕に従事している農民たちが店舗、酒蔵、もしくは製塩所を有している場合。その店舗、酒蔵、製塩所は国家の担税民に売却され、今後、国家の担税民を除いて、誰も店舗、酒蔵、製塩所を有してはならない。

第6条 モスクワ周囲のゼムリャノイ・ゴロド<sup>47</sup>からすべての方向に、壕から2ヴェルスタずつの範囲は放牧地とすること。それらの放牧地は、1サージェンを3アルシンとし、1ヴェルスタを1000サージェンと定める君主の命令による、新しいサージェンによって測られること<sup>48</sup>。

第7条 総主教、高位聖職者、修道院、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、その他、あらゆる身

---

45 10章124条などにもみられた、銃兵を保護する特権的な措置の一つと考えられる。

46 本条では、スロボダが「モスクワ周辺」にあることが問題になっている。

47 ゼムリャノイ・ゴロド (земляной город)。モスクワのもっとも外周にあった土塁とその上に築かれた木造城壁のこと。この市壁は現在のサドーヴォエ環状道路に沿って存在した。

48 ポサード地区には放牧地も入ることから、地区の範囲を明確にした条項。

分の者の持つスロボダが地方都市の、君主のポサード地区、あるいは、買い取ったか否かは別にして、免税区に設定されており、君主の命令なく家畜放牧地との記載がある場合。

そのスロボダは、全住人および土地とともに、調査にしたがって、永久かつ最終的に、ポサードへと没収され、組み入れられること。それは、御料地にスロボダを設定したり、ポサードの土地を購入したりしてはならないからである。

第8条 地方都市のポサードとその周囲において、総主教、高位聖職者、修道院の相続地、あるいは貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、その他、あらゆる身分の者の持つ相続地もしくは知行地があり、かれらは、土地分与文書<sup>49</sup>や〔土地所有の〕証書類として相続地と知行地を所有していて、その相続地または知行地、あるいは屋敷同士がポサードと接したり接近して、一体となっている場合。

その相続地または知行地を君主の所有として没収し、税金と勤務を負担するポサードに組み込むこと。そして、没収された相続地または知行地の代償に、君主は、御料地の大村の中から、かれらに別の場所を与えるよう指示する。

第9条 地方都市に総主教、府主教、高位聖職者、修道院の相続地の大村、村があり、あるいは、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、側近、その他、いかなる身分の者でも、相続地もしくは知行地の大村や村を所有し、それがポサードに連なる、もしくはポサードの周囲にある場合。君主は、それらの大村と村を自分の所有として没収し、それをポサードからあらゆる税金と勤務になう君主の担税民を有する周辺地に組み込むこと。

その大村や村に耕作に従事している農民がいる場合。君主は、それらの農民に、みずからを登録するよう命令する。

総主教、府主教、高位聖職者、修道院の相続地のスロボダ、大村、村があり、あるいは、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、側近、その他、いかなる身分の者であれ、相続地もしくは知行地のスロボダ、大村または村を所有しており、ポサードから離れていて、そこに商人が居住していて、かれらはかつてはポサードに住んでいたが、〔現在は〕、都市に店舗やなんらかの商業を行っている場合。

君主は、これらの商人や営業所を搜索して、その都市の昔からのポサード担税地に編入し、ポサード担税民とするよう命令する。

もし、これらの大村や村に住む農民が商売をしていて、その都市に店舗やなんらかの商業を行っているが、これまではポサード民ではなく、税を納めていないとわかった場合。

---

49 土地分与文書 (дача) は実際に分与された土地についての証書。

君主はそのような農民に、今後一切店舗も酒蔵も営まず、商いをせず、製塩所や居酒屋を買い入れたりしないことを約する保証書を差し出させ、店舗、酒蔵、製塩所は担税民に売却するよう命令する。

第10条 地方都市の内側の放牧地は、それが歴代の君主の治世からその地方都市に属していたのであれば、従来通りとすること。

もし、誰かが放牧地を所有していた場合には、取り調べをおこない、その放牧地をその者から没収し、従来通りに都市に繰り入れること。

第11条 もし、地方都市の銃兵、カザーク、竜騎兵などさまざまな商売をしたり、店舗を営んだりした場合。

これらの銃兵<sup>50</sup>、カザーク、竜騎兵<sup>51</sup>は自分の商売〔の利益〕から取引税<sup>52</sup>を、店舗からは貢租<sup>53</sup>を支払うこと。〔かれらは〕ポサード民とともに公課を納めたり、公課の役務を負担したりすることはない。

第12条 地方都市のあらゆる身分の勤務者、〔すなわち〕砲手や要塞砲手、門衛、国に勤務している大工と鍛冶職人<sup>54</sup>が店舗を営んだり、あらゆる商売をしたりする場合。

同様に、自らの商売から君主の取引税を納めたり、公課を課されたり、あらゆる君主への税金を納めたり、ポサード民とともに公課の役務を負担したりすること。

もし誰かが公課を課されるのを望まない場合には、その者は自分の店舗を君主の担税民に売却すること。

第13条 誰かがモスクワや地方都市のポサード担税民であり、あるいはその者の父親が、過去数年にわたりモスクワや地方都市のポサードや担税のスロボダに住み、公課を納めていたとす

---

50 本章第4条の地方都市の銃兵等に対する特権的な処置がここでも定められている。本来勤務者は都市に置いて商売に携わってはならなかった。

51 竜騎兵 (драгуны) はヨーロッパのドラクーンを真似て創設されたもので、通常の武器は火縄銃と槍であるが、部隊は独自の大砲も備えていた。1642年以降、南部国境地方の国有地農民にくわえ、屯田兵的な竜騎兵として一年中国境警備に当たらせるようになった。(コトシーヒン第9章5節参照)

52 取引税 (таможенные пошлины)。これらの身分のものがポサードで商売を行うときには、かれらは担税民でないため、このような形で課税された。

53 貢租 (оброк)。ポサードの場合は宣誓役人 (целовальник) に納めたのであろう。

54 かれらには、前条の場合の銃兵のような課税上の特権を、受けていない階層であり、かたわらで営業を営んでいるときには公課を支払わねばならなかった。

る。また、誰かがポサードや担税民のスロボダに住んで売子や雇い人として働いていたとする。また、誰かが、総主教や府主教、大主教、主教、修道院、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、側近、モスクワや地方都市のあらゆる地位の者の債務保証者<sup>55</sup>として、かれらの屋敷や相続地、知行地、教会の土地に住んでいた場合。

そのようなかれら全員を取り調べて、かれらの元のポサードの、それまでかれらが住んでいた場所に、期限をもうけず永久に連れ戻すこと<sup>56</sup>。今後、君主に編入されるこのような者たちは、すべて、誰かの債務を保証したり、誰かの農民や家僕と称してはならない。

今後かれらが誰かの債務保証者になったり、誰かの農民や家僕と称したりした場合。そのとがよって厳罰に処し、市場での鞭打ちと、レナ川流域に住むシベリアへの流刑とを科すこと。そして、今後かれらを債務保証者として受け入れるような者は、同じように君主の寵をはなはだしく失い、債務保証者が今後住むようなその者の土地は、君主に没収される。

第14条 誰かに、君主の命令にしたがって、モスクワや地方都市で、郊外の屋敷や菜園が与えられた場合。そのような者は、この自分の屋敷や菜園で、自分の家僕の中から屋敷番を選んで住まわせておくこと。

家僕がいない場合には、その自分の屋敷や菜園では、自分の農民や作男の中から選んで、屋敷や菜園当たり一人ずつ屋敷番にすること。

現在の君主の命令の後で、このような自分の屋敷や菜園で、屋敷番として自分の農民や作男を大勢抱えている場合。この者の農民や作男は、この者のもとにあることが土地台帳に記載されていても、同じように君主の公課に編入すること。

今後、誰かの農民が、相続地領主や知行地領主のための手工業の仕事で、一時的に相続地や知行地から〔都市の〕郊外の〔領主の〕屋敷にやって来た場合<sup>57</sup>。取り調べにもとづいて、このような者から公課を取ってはならない。このような者がモスクワにやって来るのを禁止してはならない。

第15条 貴族やほかの身分の者の家僕や農民が、モスクワや地方都市で、担税戸や店舗、倉庫、石造りの酒蔵、製塩所を自分で購入したり、担保として手に入れたりして、あらゆる商品を取引した場合。この貴族やほかの身分の者の家僕や農民はその担税戸や店舗、酒蔵、倉庫、製塩

---

55 担保として自らが不自由民となり、ポサードの担税（тягло）義務から離れた者のことを言う。

56 これは、公課を確保するための措置と考えられる。

57 このような、私有の農民が手工業に従事した場合と、公課を課されるポサード民とを分けるための条項。ただし、「一時的」な手工業従事であることを強調している。

所の公課を課されている商人やポサード民に売却し、今後このような家屋や店舗、酒蔵、倉庫、製塩所を持つことはできない。

今後どの家僕や農民も、君主の商業ポサード民のもとにある者以外は、担税戸や店舗、酒蔵、倉庫、製塩所を誰からも購入してはならない。

もし、今後誰かの家僕や農民が、誰かから担税戸や店舗、酒蔵、倉庫、製塩所を購入した場合。このような家屋や店舗、酒蔵、倉庫、製塩所は、かれらから君主に無償で没収され、そのとがにより君主の寵をはなはだしく失い、公開の鞭打ち刑に処される。

第16条 商人やポサード民が、自分の担税戸や店舗、倉庫、酒蔵、製塩所を誰かの家僕やあるいは農民に対して、期限まで負債の担保として〔文書に〕記録されており、このような自分の担税戸や店舗、倉庫、酒蔵、製塩所が〔担保の〕期限を過ぎた場合。

期限の過ぎた担税戸や店舗、倉庫、酒蔵、製塩所の持ち主は、期限が過ぎた後に君主の担税民に売却すること。

期限が過ぎた後に、その者自身が担税戸に住んでいたり、店舗や倉庫、酒蔵で商売をしたり、製塩所で塩を精製していた場合。同じように商品や店舗、倉庫、酒蔵、製塩所はその者から君主に無償で没収される。

第17条 誰かの支配下の農民が、郡から様々な商品をモスクワや地方都市にもって来て、それら商品を自由市場で、手数料を支払わず、商館や川船で販売しているが、かれらは、市場で店舗を購入したり借りたりしてはならない。

第18条 様々な都市区やスロボダに住むポサード担税民が、債務保証者からはずされ、公課を支払うことになり、かれらが債務証文によって、あるいは、債務借用証文や貸付証文によって君主に異議申し立ての請願を行う場合。

かれらが担保を負った者への債務保証者に関する証書類や証書にもとづいて裁判を行うべきではなく、かれらの持っている証書類を官署に引き渡し、かれらに返してはならない。

第19条 モスクワのスロボダに住むポサード民が、現在、地方都市に住み、都市部に住むポサード民が、モスクワや地方都市に住んでいるとする。そのようなポサード担税民は、以前、かれらが住んでいたところに住むこと。昔のように、モスクワから地方都市へ、また、都市から都市へ、ポサード担税民は移動してはならない。

第20条 現在、総主教、高位聖職者、修道院、貴族、宮廷官、その他あらゆる身分をもつ者の



都市のスロボダに住んでいるすべてのポサード民は、今住んでいる都市のポサードに住むこと。ポサードから郡、大村、村に移動させられたすべての者を、取調べる場合には、取調べをする都市のポサードにかれらを送ること。

第21条 ポサード民が自分の未婚の娘を自由民に嫁がせる場合。その自由民を結婚ゆえに担税民スロボダ<sup>58</sup>に住まわせてはならない。

第22条 自由民がポサードに住む担税民の寡婦と結婚した場合。結婚後も公課を免れる。

しかし、かれらの妻の以前の夫がポサードの公課の課税台帳に登録されていたなら、かれらが担税民の妻を娶り、その家に住んでいるというゆえに、その者はポサードで公課を支払わなければならない。

第23条 ポサード民が婿をとり、その婿を家に住ませ、自分たちを養わせるためにかれらに娘と結婚させた場合。かれら全員は、公課を支払う都市区やスロボダに住まなければならない。

また、将来、誰かの嫁に行く場合。その者をポサードに連れて来なければならない。

第24条 ポサードの担税職人が課税地から離れ、モスクワの宮廷や武器庫や他のいろいろな官署で暮らす場合。そして、かれら自身が担税民であったり、父親が担税民であった場合。

区長は、かれらを以前の担税民に戻すために担税職人についての請願を君主に行うこと。また、そのような担税職人について、君主が職人について語っているように、君主に報告すること。

もし、報告がない場合には、かれらを区長に引き渡してはならない。

第25条 猟犬番の担税民には、本人にもその息子も公課が課されること。

第26条 モスクワや地方都市の担税民が、本人もその息子も公課が課されていて、自ら進んで、不本意ではなく銃兵になった場合。公課が課されていた者と二人の息子の銃兵の職を取り上げ、かれらが住んでいた場所で公課を課すこと。

また、三人目の息子がいる場合は、銃兵として残すこと。

第27条 モスクワや地方都市のポサード民の息子が担税民から離れ、銃兵勤務に登録され、父

---

58 担税民スロボダ (черная слобода) は、最初は主にモスクワ郊外に位置して、宮廷に必要な生産物や、役務を提供して、公課 (тягло) は免除されている同一職種の職人、商人の集落を指していた。

親には一人か二人しか息子がいない場合。その者たちに公課を課すこと。

もし、父親に三人目の息子がいて、その息子が銃兵として登録されれば、三番目の息子からは勤務を奪わず、銃兵とすること。

第28条 モスクワや地方都市のボサード民がボサードの公課を課せられ、砲手や要塞砲手や門衛、鍛冶職人、その他のあらゆる身分になった場合。取調べを行ったのちに、かれら全員に公課を課すこと。

第29条 かつてモスクワや地方都市の担税民であった者がカザークになり、昔からの知行地を持ったカザークたちとともに勤務し、金銭による俸給を受け、毎月の扶持が与えられている場合。そのような担税民からカザークの身分を奪わず、これまで通りかれらを〔カザークとして〕勤務させること。

第30条 モスクワや地方都市のボサードの担税民が、スモレンスク戦争の兵役後<sup>59</sup>、新たにカザークとして登録され、スモレンスクに行かなかった場合。そのようなボサードの担税民には取り調べの後に、これまでどおりの公課を課すこと。

第31条 モスクワや地方都市のボサードの担税民が、兵士になったが、本人とその子供に公課が課されていた場合。取調べたのちに、そのような者に今まで通り公課を課すこと。

第32条 モスクワや地方都市のボサード民が駅通御者になり、かれらとその子供たちに公課が課されていた場合、取調べの後に、その者には今まで通り公課を課すこと。

第33条 モスクワや地方都市の担税民で本人にも子供たちにも公課が課されてきたが、〔その後〕いろいろな場所で捕虜になった場合。かれらが捕虜として公課から免れてきたことにより、〔今後は〕かれらは好きな場所に住んでよい<sup>60</sup>。

第34条 ゴスチ組合やラシャ組合<sup>61</sup>に登録されている地方都市の商人はモスクワに住むことを

---

59 およそ1632年～1634年の期間を指す。『会議法典』第16章22条の注を参照のこと。

60 一般に捕虜になって解放された担税民が帰還した場合、公課（тягло）の義務を免れていた。

61 地方都市の裕福な商人がゴスチ組合（гостинная сотня）やラシャ組合（сукольная сотня）に登録されると、公課の支払を免除されたが、必ずモスクワに居を置かねばならなかった。

命じること。

ところが、その地方都市商人たちが諸都市で旧来の自分の屋敷に住み、それらの都市であらゆる商業活動を営みながらも、都市における自らの屋敷および生業に対する公課をポサード民と一緒に支払わず、以前通り、公課の対象となっている自らの屋敷を所有し、生業を行なっている場合。

ゴスチ組合やラシャ組合に入ることを命じられているその地方都市の商人たちは、地方都市における公課の対象である自身の屋敷と生業とをその地方都市のポサード担税民に売却し、自身はゴスチ組合やラシャ組合の一員としてモスクワで暮らすこと。

もし、かれらが地方都市にある公課の対象である自らの屋敷と生業を売却することを望まないのであれば、これまで通り、地方都市にある公課の対象である自らの屋敷と生業に対する公課を、ポサード民とともに納めること。

第35条 外来の担税民や地方都市からやって来た担税民がモスクワで屋敷や店舗<sup>62</sup>を建てた場合。このような者はモスクワにおける公課課税区において担税の身分となる。しかし、[出身の]地方都市においては、それらの都市での商業や生業に対して税金を納め、またあらゆる勤務を行うこと。

第36条 モスクワに自らの屋敷を持たずにやって来ている地方都市出身のすべての商人と担税民が、自分の商品を運んできて賃借した店舗や自らの所有する店舗で商業を営んでいる場合。今後は、そのような者たちは自らの商品を交易所<sup>63</sup>へ持って来て、そこで商売を行なうこと。

かれらは商店街<sup>64</sup>で店舗を借りてはならず、また商店街で誰かから購入した店舗については、君主の担税民であるモスクワ人に売却するものとする。

第37条 誰かの所有する古参家僕<sup>65</sup>、債務家僕、あるいは誰かの所有にあることが土地台帳に

---

62 店舗 (лавка) は都市の中央広場などにリャートと呼ばれるアーケード状の街路の両側に並んで配置される小売り店舗のこと。一般にひとつの店舗は20平米ほどの小さな木造家屋である。

63 交易所 (гостин двор) はモスクワ市内に取引の場所を持たない到来商人らが宿泊し、大量取引を行う商館の意味で、モスクワ時代の商業都市に存在した施設である。この用語が史料にあらわれるのは『会議法典』が初めてだが、主要な都市にはもっと早くから存在したと思われる。モスクワではキタイ・ゴロドに作られていた。全体が方形ないし長方形で、中庭を持ち、一階が店舗、二階が倉庫といった機能の配置があり、同一種の商品を商う個人所有の店舗が集合していた。

64 商店街 (ряд) とは店舗 (лавка) が両側に配置されている街路のこと。

65 古参家僕 (старинные люди) とは代々その土地に仕えてきたことによって全面的に家僕 (ホローブ) である者のこと。『会議法典』第11章18条の注も参照。

記載されている農民や作男が、その所有者のもとから逃亡してモスクワや地方都市でポサード民の娘である未婚の女あるいは寡婦と結婚した場合。

証書類にしたがってそのような逃亡民を、また土地台帳にしたがって農民を、その妻や子供たちともども、ポサードからかれらが逃れた所有者の手に引き渡すこと。かれらを、その妻たちゆえにポサード担税民とせず、公課を徴収してはならない。

第38条 ポサード民の未婚の娘が逃亡し、その逃亡中に誰かの所有する債務家僕（ホローブ）あるいは古参家僕（ホローブ）、農民、作男などと結婚した場合。あるいは誰かがポサード民の未婚の娘ないしは寡婦をそそのかして自らの所有する債務家僕（ホローブ）、古参家僕（ホローブ）、農民、作男などと結婚するようにすすめ、その逃亡者の、すなわちそそのかされた未婚の娘や寡婦の父親が、かの女のことにについて君主に願い出て、裁判と取り調べの結果、父親の未婚の娘あるいは寡婦が逃亡し、そそのかされたことが明らかになった場合。

そのポサードの未婚の娘あるいは寡婦をその夫およびその夫との間に生まれた子供たちとともにポサードに登録し、公課を納めるべくポサードに住むよう、その夫に命ずること<sup>66</sup>。

第39条 担税民が〔公課の対象となる〕自身の屋敷を免税者に売却する際、売買証書の代わりに担保証文を書き、その屋敷の担保期限が過ぎ、屋敷を担保抵当に入れた相手である人が抵当流れとして屋敷を公課免除の対象としようとする場合。公課課税区およびスロボダの担税民は公課の対象となる屋敷と屋敷付属地を非担税民に対して抵当に入れてはならず、また売却してはならない。

ある者が免税者に対して公課対象の屋敷を売却あるいは抵当に入れる場合。その屋敷は没収され、公課課税区に無償で譲渡される。担保証文にもとづいて、屋敷が金銭のために誰かのもとに抵当に入れる事は認められない。担税民が自らの屋敷を売却したり抵当に入れたりする場合は、そのような不法ゆえにその担税民を鞭刑に処すこと。

第40条 モスクワのキタイ・ゴロド、ペールィ・ゴロドおよびゼムリャノイ・ゴロド、そして郊外のスロボダにあるあらゆる身分のロシア人が所有する屋敷について、ロシア人のそのような屋敷や屋敷付属地を、ドイツ人<sup>67</sup>やドイツ人寡婦たちが購入してはならず、また担保の抵当

---

66 前条とちょうど逆のケースが想定されている。全体として『会議法典』は、ポサード民を増やし、公課の支払を多くすることを指向して定められていた。

67 現在の意味のドイツ人ではなく、スウェーデン・リトアニア人なども含む西方からきた商人たちを指している。

として取ってはならない。

ドイツ人およびその妻と子供が、ロシア人の所有する屋敷や屋敷付属地を〔売買証書にもとづいて〕購入しようとし、あるいは担保証文にもとづいて〔担保にとろうとして〕、ロシア人に対する訴えをおこして〔裁判の〕請願をしようとして、文書として記録に残すために売買証書と担保証文をゼムスキイ官署<sup>68</sup>に持ってきた場合。そのような売買証書と担保証文を〔裁判記録に〕記録してはならない。

ロシア人がドイツ人あるいはドイツ人女性〔寡婦〕に屋敷や屋敷付属地を売却しようとする場合には、そのことによりかれらは君主の寵を失う。

ドイツ人の屋敷地にドイツ教会が建立される場合には、その教会は取り壊すこと。今後は、キタイ・ゴロド、ベールィ・ゴロド、ゼムリャノイ・ゴロドのなかにあるドイツ人の屋敷〔地〕内に教会があってはならず、ドイツ教会は神の〔正教の〕教会から離れた地であるゼムリャノイ・ゴロドの向こう側に建立されなければならない。

## 第20章 ホロープ裁判について

### 本章は119条からなる

第1条 軍籍に編入されていない小士族がいて、査閲<sup>69</sup>にも現れず、勤務記録名簿にも登録されておらず、国家の勤務に就いていないことが明らかであり、また、かれには知行地も相続地も実際に割り当てられてはおらず、そのような者が現在、領主の屋敷の債務家僕<sup>70</sup>（ホロープ）となっていたとする。そしてそのような者が、屋敷の領主に対して現在の君主の命令<sup>71</sup>がなされる前の過去において、〔家僕（ホロープ）でありたいとの〕訴えをなした場合。そのような軍籍に編入されていない小士族は今後も領主の屋敷に〔家僕（ホロープ）として〕いるこ

---

68 ゼムスキイ官署（Земский приказ）はモスクワにおける刑事・民事を含む裁判を監督し、またモスクワの治安維持も担当した。ここでは、外国人商人との土地の売買などに関わる裁判について述べている。

69 査閲（разбор）とは、査閲官（разборщик）が окладчик と呼ばれる土地持ちでない地方の勤務士族に対して行う尋問のことで、査閲官は、かれらの証言に応じて、勤務内容や給与基準額（оклад）を決める権限を持っていた。

70 債務家僕（быть по кабалам）とは、債務を返済できない者が債権者のもとで家僕（ホロープ（холоп））として奉公すること。本章はこの家僕の身分にかかわる様々な裁判のケースを扱っている。なお、本翻訳では「家僕」と「ホロープ」は同じものとして扱い、原文が холоп, холопство を用いているときには、たんに「ホロープ」と訳すこととする。

71 1649年の『会議法典』そのものを指している。

と<sup>72</sup>。

第2条 しかし今後は、小士族は軍籍に編入されているかいないかにかかわらず、これを家僕（ホロープ）として受け入れてはならない。ホロープ官署<sup>73</sup>は、君主の名を付した〔許可の〕命令を行う場合をのぞいては、奉公契約証文を与えてはならない<sup>74</sup>。

第3条 もし小士族のうちの誰かが、ツァーリの本命令<sup>75</sup>のあとで、〔自分が〕ホロープであることについて、〔解放の〕訴えをなし、〔裁判の結果〕ツァーリの命令と貴族の決定によって、解放されたとする。そして、その者に地方都市において、ツァーリの勤務に就くように命令が出されたとする。ところが、不法にも、ツァーリの勤務に就くことを望まず、いかなる身分〔の主人〕であれ別の主人の屋敷の〔ホロープになりたいとの〕訴えをなした場合。

そのような小士族を、以前かれがホロープであった主人のもとに、ホロープとして引き渡すこと。

第4条 誰か〔家僕〕がいかなる身分であれ〔主人のもとから〕逃亡し、〔別の〕貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、大膳職、小姓、モスクワ士族、書記官、在府士族、地方都市士族、地方都市小士族、宮廷役人、外国人、書記官補、およびあらゆる身分の勤務者のもとに身を寄せたとする。それから、自分が出ていった元の主人〔旧主〕のところに押し掛け、ほかの家僕や農民を扇動して、旧主の家を破壊し、略奪し、放火した場合。そのような破壊をこうむった旧主は、破壊活動について司法官署<sup>76</sup>において、家僕（ホロープ）が逃亡して身を寄せた〔新しい〕主人に対して訴訟をおこさなければならない。

そのような逃亡家僕は、裁判と取り調べにもとづいて、しかるべき相手<sup>77</sup>にホロープとして引き渡すこと。そのような逃亡家僕は、身売り状<sup>78</sup>とその他の証書類にもとづいて、妻と子供

---

72 第2条は軍勤務者（小士族）は家僕（ホロープ）としてはならないという原則が述べられていることから見て、本条はその例外規定となる。『會議法典』が制定される以前の状態を保つための条項であろう。

73 ホロープ官署（Холопий приказ）は主人と隷属的な家僕との関係を法的に認知したり、統制したりする官署で、具体的には債務ホロープ（家僕）、奉公契約などに関する契約文書の登録と、それにかかわる司法を管轄した。

74 債務を返済できず家僕（ホロープ）になる場合には、ホロープ官署は契約内容を記した奉公契約証文（кабала）を主人に与えていた。

75 これも『會議法典』そのものを指す。

76 司法官署（Судный приказ）は国家勤務者の裁判司法を担当するもので、モスクワとウラジーミルの二箇所にあった。

77 「しかるべき相手」とは逃亡ホロープの旧主のことであろう。

78 完全ホロープ（полный холоп）であることを証明する証文のこと。

ともどもホロープとして引き渡される。子供は、証書類に父親と並んで記名されているか、誰か〔主人〕のもとでホロープであったときに生まれた者を該当者とする。

第5条 〔親が〕ホロープになる前に生まれ、なおかつ別の〔主人〕のもとに住んでいたり、自立して住んでいる場合。そのようなホロープの子供は、父母が奉公している主人の束縛を受けることはない<sup>79</sup>。

第6条 もし、誰かのもとから農民や作男たち、あるいは農民や作男の子供たちが逃亡し、逃亡した後に〔その新しい〕領主に対して、自分に奉公契約証文を与えるように請願を行なったとする。ところが、かれらは逃亡する前の旧主の支配下にある者として、土地台帳もしくは人口調査台帳に記録されており、そこからの抄本に農民や作男として登録されていた場合。

そのような農民や作男たち、あるいは農民や作男の子供たちは、裁判と取り調べ、さらに台帳と抄本にもとづいて、逃亡した前の旧主である知行地領主、相続地領主に引き渡すこと。

また、そのような逃亡農民や作男については、毎年、ホロープ官署から地方都市の総督や官署役人にもとへ、君主の文書が送られる。それは、地方都市の総督と官署役人が、農民や農民の息子には奉公証文を与えてはならないためである<sup>80</sup>。

第7条 誰かの家僕が誰か〔主人〕のところに来て、〔自分を〕ホロープとして〔受け入れて〕ほしいと請願したとする。その際に、自分は自由民<sup>81</sup>であると言った場合。来訪を受けた者は、やって来た者に対して次のように問いただすこと。すなわち、いかなる自由民であるか、どこで生まれたか、以前には誰の支配下にあったのか、勤務者を父としてはいないのか、君主の勤務に就いていたのではないか、担税民だったのではないか、誰かから逃亡して来た家僕（ホロープ）、あるいは農民や作男ではないか。

もし、やって来た者が問いただされた際に、自分は勤務者を父としておらず、君主に勤務していた者でもなく、担税民でもなく、ホロープでも、農民や作男でもなかったと言った場合。そのような者からホロープになりたいとの請願を受けた者〔主人〕は、それにもとづいて、そ

---

79 前条の後半に関連して、ホロープの子供の地位・身分について規定している。この条項は、1497年法令の第66条、1550年法令の第76条の内容を受け継いでいる（石戸谷415頁）。

80 中央ではホロープ官署が領主に奉公証文を与えていたが、地方都市では総督が証文を与える権限を持っていた。そのために付け加えられた条項である。

81 自由民(вольные люди)とは、もとはホロープとして誰かのところに奉公していたが、奉公期限が切れる、主人が亡くなるなどの理由で、ホロープの身分から自由になった者をおもに指している。他に、領主からの雇用を生業としている者、放浪民などもこのカテゴリーに入る。



の者をホローブ官署に連れて行き、ホローブ官署においてまたその者を尋問すること。

その者がホローブ官署の尋問においても、自分をホローブ官署に連れて行った者〔主人〕に対すると同じことを言った場合。その言ったことを書き留めた上で、その者についての奉公契約証文を〔主人に〕与えること<sup>82</sup>。もし、読み書きができる者であれば、奉公契約証文と奉公証文台帳<sup>83</sup>に署名させること。

第8条 誰か〔家僕〕が誰か〔主人〕のところに来て、〔旧い主人が〕亡くなったので、今後〔自分を〕ホローブとして〔受け入れて〕ほしいと請願し、亡くなった〔主人〕あるいは、所領管理人の発行した解放文書を持参した場合。そのような者をその解放文書を携えてホローブ官署に連れて行くこと。そして、ホローブ官署において、その者を尋問し、解放文書の写しを取り、ホローブとして〔受け入れて〕ほしいと請願した相手〔新しい主人〕に、奉公契約証文を与えること。

解放文書は奉公契約証文に糊付けして、それを書記官の署名によって認証すること。その解放文書の写しはホローブ官署に保管し、書記官が添え書きをすること。その奉公証文台帳には、奉公契約証文と解放文書〔の内容〕及び〔ホローブの〕人相と特徴を書き込むこと。

第9条 誰か〔主人〕のもとに、〔誰かが〕ホローブであるとの奉公契約証文があり、その主人が自分の子供のホローブとして〔移譲〕することを望んで、当該のホローブをホローブ官署に送り裁判による〔手続き〕をした場合。自分の配下にあったホローブには、自分〔主人〕の子供名義の新しい奉公証文が与えられること。

自らのホローブに解放文書が与えられていない場合。そのような解放文書なしの者〔ホローブ〕を〔主人〕の子供に与えてはならない<sup>84</sup>。

第10条 誰か〔奉公証文による〕ホローブたちが、旧い主人の死によって解放され、解放文書がかれらに与えられたとする。かれらはその解放文書を持参して誰か〔主人〕のもとに行って、

---

82 これは奉公契約（служилая кабала）の正式な手続きであり、契約の写しと尋問に答えた内容がホローブ官署の「証文台帳」に記載され、契約証文（кабала）の原本は主人（領主）に渡されることになっていた。石戸谷（407頁）によれば、主人は後日の紛争に備えてこの証文を大切に保管するのが普通だった。

83 奉公証文台帳（кабальная записная книга）ホローブ官署や地方官署に保管されている個々の奉公証文（カバラ）の台帳のこと。

84 分かりにくい記述だが、奉公証文によるホローブは主人が死ねば解放されることになっていた。そのため、そのようなホローブを主人の子供名義にすることが行われていた。その場合、ホローブ官署において、いったん解放文書をホローブに与え、その後、ホローブ自身の意志によって主人の子供の支配下に入るという手続きが必要であった。

そのホローブになりたい旨の請願を行い、解放文書をかれ〔主人〕に渡したとする。ところが、そこから立ち去って、別の誰か〔主人〕のもとに行き、請願を行い、〔解放文書なしで〕自分に奉公契約証文を与えてホローブにしてくれるよう願った場合<sup>85</sup>。

解放文書を持参せずに〔ホローブになりたいとして〕行った相手〔主人〕には、かれらの奉公証文を与えてはならない。奉公契約証文を与えるのは最初に解放文書を持参して行った相手〔主人〕である。

第11条 誰かが、自分は以前は〔ホローブとして〕奉公していたが解放されたと言ったにもかかわらず、解放文書を〔官署の裁判に〕提出しなかった場合<sup>86</sup>。

かれに、次のことを尋問すること。どうして解放文書がないのか、以前は誰のもとに奉公していたのか、その奉公先の主人は生きているのか、もし生きていたらなぜ自らのもとからかれを解放し、そのさいに解放文書を与えなかったのか、奉公先の主人は死んでいるのか、もし死んでいるならその妻子は残されているのか、かれはどのようなホローブとして奉公していたのか、古参の〔完全〕ホローブなのか、奉公契約によるホローブなのか、〔後者ならば〕どこで、奉公証文を〔主人が〕受け取ったのか、以前の主人が死んだあとでなぜかれに解放文書が与えられなかったのか。

もし解放文書を持っていないそのホローブが、尋問において、自分を解放した最初の主人が生きていて、解放文書を与えなかったと申し立てた場合。解放文書のないホローブについては、奉公証文を与えないこと。

第12条 もし、前条の尋問において、以前の主人は死亡したが、自分は奉公証文にもとづいて奉公をしていたと申し立てたとする。そして、どこで奉公し、何年に奉公証文が取られたかについて、〔かれや主人の〕名前を出して証言した場合。

かれの証言にもとづいて、奉公証文台帳を調べ、台帳にかれの名前があるかどうか確認すること。

もし、ホローブ台帳<sup>87</sup>に奉公証文が登録されており、取り調べによって以前の主人が死んだことが明らかであり、またそのホローブについては誰からも所有の要求の訴えが起こされていない場合。そのホローブが最初の主人の後に、奉公証文台帳にもとづいてホローブとして奉公

---

85 これも分かりにくい状況だが、解放されたホローブ希望者がより有利な条件の主人を見つけてそちらに身を寄せようとして、最初と二番目の主人の間に紛争が起きたような場合を想定していると思われる。

86 解放されたので、新しい奉公先に就き、解放証文を発行してほしいと、ホローブ官署に申し出た場合のことを想定しているのだろう。

87 ホローブ台帳 (холопья записная книга) は、直前の証文台帳 (кабальная записная книга) と同じもの。

したいとしている〔新しい〕主人に対して、解放文書なしでも、奉公証文を与えること。

第13条 もし、〔ホロープの〕最初の主人が死亡し、あとに主人の子供たちが残されたとする。一方、その〔最初の主人（旧主）の〕ホロープについては奉公証文台帳に記録が見いだされないとする。そのため、旧主の子供たちはそのホロープについて、かれは奉公証文にもとづくホロープではなく、古参の〔完全〕ホロープであると、君主に訴えをなしたとする<sup>88</sup>。その際に、かれが古参〔完全〕ホロープである旨の古い証拠を提出した場合。

そのようなホロープは古参〔完全〕ホロープとして、古い証拠にもとづいて、旧主の子供に引き渡すこと。かりに再び、〔ホロープが新しい主人に奉公したいとの〕請願を行っても、その請願は拒絶され、〔新しい主人に〕、奉公証文を与えられることはない。

第14条 もし誰か〔主人〕が、自分の子供、兄弟、所領管理人に対して命令し、自分の死後には自分の奉公証文にもとづく家僕（ホロープ）を解放するように言ったとする。ところが、子供、兄弟、所領管理人はそのような家僕（ホロープ）を解放せず、みずからのもとに留め置こうとしたとする。そこで、旧主の死後、その子供、兄弟、所領管理人によって解放されなかった家僕（ホロープ）たちが、君主に対して請願を行い、その請願書がホロープ官署に届いた場合。

裁判官はホロープ官署から、ホロープたちが訴えている相手に対して、執達吏を派遣して、かれらを取り調べる命令を発し、請願者と対審を行わせること。そして、尋問をおこなったあとで、それらのホロープたちに遅滞なく解放文書を与えるように命令を発すること。

第15条 誰かが神の裁きによって急死し、あとに奉公証文による家僕（ホロープ）たちが残されたとする。ところが、死者の妻、子供、あるいは兄弟がそのような奉公証文による家僕たち（ホロープ）を解放することを望まず、解放文書を与えなかったとする。そこで家僕たちはこれについてツァーリに〔解放文書を与えるよう〕請願を行ったとする。そして家僕たちの請願書にもとづいて、取り調べた結果、その家僕たちは主人のもとには奉公証文によって奉公していたのであり、古参の〔完全〕ホロープではなかったことが明らかになった場合。

かれら家僕たちを死者の妻、子供たち、兄弟たちから解放し、自由民とすること。もし自由民となったかれら家僕たちが、誰かのホロープとなることを請願した場合には、取り調べたのちに、解放文書がない場合にもかれらの奉公証文を〔新しい主人に〕与えること。

---

88 つまり、奉公証文にもとづくホロープではなく、完全ホロープであるから、解放する必要がないという要求である。

第16条 もし誰か自由民がモスクワや地方都市において、誰かに請願を行い、その者のもとに自由意志でホロープとなりたいたいと言い、ホロープの請願を行った相手〔主人〕のもとに奉公証文なしで1ヶ月あるは2ヶ月あるいは3ヶ月と暮らしたとする。それから、ホロープの請願を行った相手〔主人〕がその者をホロープ官署に連れて行き、君主に対して請願を行い、かれらは長い間奉公をしているのに、〔自分にかれらの〕奉公契約証文が与えられていないので、かれらについての奉公証文を、君主が自分に与えるようにとの訴えをなしたとする。その場合、連れられてきた者〔ホロープ志願者〕が自らについて契約証文を与えられるのを望まず、また主人のもとに住んでいたのが3ヶ月以内であった場合。かれらを自由民として戻し<sup>89</sup>、かれらについての奉公証文を与えてはならない。なぜならば、かれらは奉公証文なしで短期間しか奉公をしていなかったからである。

もし取り調べにより、3ヶ月以上奉公していたことが明らかになった場合。かれらがその主人のホロープとなりたいか否かの意志にかかわらず、強制によってでも、かれらの奉公証文を〔主人に〕与えること。

第17条 誰か、証書類なしに自由意志においてホロープとして生活している自由民が、主人の諾否にかかわらず、主人のもとから去ったとする。そして、その去られた主人は、かれ〔自由民〕を自分の手元に置こうとして、持ち逃げのものが<sup>90</sup>で訴えた場合。主人のもとから去った者に対して持ち逃げの件は裁判に取り上げない。なぜなら、主人はホロープを信用し、証書類なしに自分のもとにとどめおいたのだから。

第18条 誰か〔家僕〕が誰か〔主人〕のもとで、奉公証文なしで住んでいるとする。その家僕は読み書きができ、その家僕があらゆる書類<sup>91</sup>を書いて、奉公証文なしで住んでいる主人のもとにホロープとしていようとしているとする。だが、そののちになって自分の主人のもとに住むことを望まなくなり、主人のもとを去って、他の者〔新しい主人〕に奉公契約証文を与えた場合。その家僕は自分に奉公証文を与えた者〔新しい主人〕の支配下におかれる。

もし、奉公証文なしで、その〔奉公〕証文が与えられるまで主人のもとに住んでいたものが、主人を訴えて、主人の手になる諸文書を証拠として示した場合。それは、〔裁判で〕取り上げないこと。なぜならば、奉公証文なしで〔ホロープ〕を置くことは命じられていないからである。

---

89 つまり、家僕（ホロープ）が好きなきに奉公をやめることができるということ。

90 家僕は主人の全面的な支配下にあるため、主人のもとから去るということは、必然的に、衣服や持参した身の回り品の「持ち逃げ」をしたことになる。

91 この条文では、個人的な契約書類と、国家に登録する奉公証文（кабала）との違いを明確にしている。

奉公証文なしで住んでいた主人のホロープとして、かれが諸文書に書かれていたとしても、そのような文書は〔ホロープであることの〕証拠とはならない。

第19条 広場の代書人が奉公契約証文を書くときには一人あたり3ルーブリとすること<sup>92</sup>。それ以上でも以下の額でも書いてはならない。君主のための手数料は1ルーブリに対して1アルティンである。

第20条 ホロープとなる奉公契約証文は15歳になったものに与えること。15歳以下の者に対しては奉公契約証文を与えてはならない。もし誰かが、その奉公契約証文は偽物であると証言した場合。その奉公証文を裁判によって効力を認証すること。

第21条 誰か〔主人〕が完全ホロープや自由意志ホロープや、代々の古参ホロープについて奉公契約を受け取りながら、解放証文なしで調べもせずに〔受け入れた〕場合。そのようなホロープは、取り調べにもとづいて、より古い証拠証文を持っている者に引き渡すこと。

第22条 もとの主人から逃亡したホロープが他の屋敷にやって来て〔自分を受け入れるよう〕請願し、そのことによって紛争が起こった場合。

〔逃亡した〕ホロープを、ホロープ官署の前で台に縛り付けて容赦なく鞭打つこと。それは、これを見て他の者がこのような犯罪をなさないようにするためである。

第23条 もし誰か〔主人〕が誰か〔家僕〕の奉公証文を不法にも別人を仕立てて取得した場合。これらの奉公証文についてはホロープ官署において、奉公証文台帳とつきあわせて取り調べを行い、官署において問題となった者〔別人に仕立てられたホロープ〕の人相と特徴を調べ上げること。

もし問題となった者の人相と特徴が奉公証文台帳と相違していた場合。そのような者をホロープとして誰にも与えてはならならず、この奉公証文の訴えについては、原告の敗訴となる。

もし、誰か〔主人〕が別人を仕立てて奉公証文を取ろうとし、〔訴えを起こして〕取り調べた結果そのことが明らかになった場合。その者には罰を加え、鞭打つこと。もし、名前を変えた場合でも、それを信じてはならない。

---

92 この3ルーブリは奉公契約金額のことだが、この時代には名目的になっており、『会議法典』において、一律に決めてしまうということ。

第24条 誰かホロープあるいは農民が主人や領主のもとから逃亡し、自分の父または母を棄てて、別の主人に対して新たに奉公契約証文を与えた場合。そのような逃亡した古参〔完全〕ホロープや奉公証文によるホロープ、または逃亡した農民の息子について、逃亡された主人は訴えを起し、かれらの父や母を取り調べ、逃亡者とその父母を対審させること。

もし、取り調べによって、容疑をかけられた家僕（ホロープ）や農民〔の息子〕が古参〔完全〕ホロープや農民の生まれであるなら、そのような古参ホロープや奉公文書によるホロープは対審にしたがって、父や母を支配している元の主人に引き渡すこと。新たな奉公証文はこれを斥けること。〔逃亡した〕農民や農民の子供については、同様の君主の命令にしたがって、父や母に引き渡すこと。

第25条 もしホロープが裁判の尋問や対審において、相手が自分の父、母、兄弟、姉妹、叔父、叔母であることを否認し、一方、父、母、兄弟、姉妹、叔父、叔母はそれ〔ホロープ〕について、否認するのは不法にも嘘をついているからだと主張し、ホロープであることを自ら否認している場合。

自分の父、母、兄弟、姉妹、叔父、叔母を否認したホロープを拷問にかけること。もし、最初の拷問で自分の非を認めなかった場合には、再度拷問にかけること。もし、再度の拷問でも自分の非を認めなかった場合には、かれの奉公契約証文を持つ〔主人〕にかれを引き渡すこと。

第26条 もし誰かホロープもしくは農民が妻を棄てて逃亡し、逃亡先で他の女と結婚し、最初の妻を否認したとする。あるいは、誰か女の家僕（ラバー<sup>93</sup>）もしくは農民の妻が、夫を棄てて逃亡し、逃亡先で他の男と結婚し、最初の夫を不法にも否認した場合。

そのような者たちには、上記のホロープに関する条項<sup>94</sup>にしたがって、これを認めない命令を発すること。

第27条 誰かのもとから、奉公証文による〔女の〕家僕あるいは農民の女で、未婚のもの、寡婦、農民の娘が逃亡し、国境地帯の諸都市において勤務者と結婚した場合。そのような家僕の女の逃亡寡婦、未婚女と結婚した相手からは、寡婦、未婚女との結婚に対して、領外結婚料として50ループリを支払わせること<sup>95</sup>。農民の寡婦、未婚女との結婚に対しては10ループリである。

---

93 女性のホロープだけを指すときには、原文では *раба* という語が用いられている。

94 具体的には第24条を指すと考えられる（石戸谷397頁参照）

95 50ルーブルは破格の重い金額で、実際には適用されたとは考えられないが、国境地帯の勤務者を重視していたことのあらわれでもあろう。

第28条 誰か〔主人〕がホロープを見つけだし、そのホロープの地方都市の奉公証文<sup>96</sup>を提出して、その奉公証文は都市において、台帳に登録されていると主張したとする。ところが、かれが言及している登録台帳にはその奉公証文の写しが見つからなかった場合。

奉公証文に署名しているはずの総督や地方役人、郡長については、裁判において、提出したものは、かれらを罪とすることはできない。そして、男女を問わずホロープについては、その〔提出された〕奉公証文の代わりに、新しい証文を〔提訴者に〕与えること。

奉公証文に署名をして、証文が登録されているのに、それを帳簿に登録しなかった者は、君主の命ずるところの罰を科すこと。

第29条 誰かのもとで、121年<sup>97</sup>以前の、モスクワが破壊された古い時期に古参〔完全〕ホロープについて、古い〔完全ホロープであることの〕証拠の証書類が失われたとする。そして、今は亡き大君にしてツァーリ、全ルーシの大公ミハイル・フョードロヴィッチの命令によって、そのような〔証文が失われた者〕は、121年から122年までの間に、これらの古参〔完全〕ホロープについての申立書を提出することになっている。

もし誰か〔主人〕が誰かのことを〔自分の〕古参ホロープであることを訴えたが、その者について古参ホロープであることの証書類は裁判に提出されなかったとする。そして、その古参ホロープであることの証書類はモスクワの破壊のときに失われたと申し立てたとする。その際に、121年から122年までの間に、古参ホロープについて出された申立書について言及したとする。そして、申立書の取り調べがなされた場合。

その申立書にしたがって、そのような古参ホロープは、申立書を提出した者〔主人〕に引き渡すこと。

誰かが古参ホロープについて自分の配下の者であると訴えたが、裁判において争議となっているホロープについて、いかなる証書類も提出せず、ただ、かれの証文は失われてしまい、上記の期間に申立書を提出しなかったと言ったとする。そして、かれが古参であることを〔住民に対する〕一斉捜査<sup>98</sup>によって証明しようとした場合。

このホロープが古参であることの証拠の申し立てについては、あらゆる取り調べをもって厳格に行い、古参であることを知っている人々への捜査〔の結果〕にもとづいて、このような古参ホロープを〔訴えた者に〕引き渡すこと。

---

96 ホロープ官署で保管されている台帳ではなく、地方都市でそれぞれ総督、役人などがつけている台帳のことを指している。

97 西暦1612～1613年に相当する。

98 「一斉捜査」については、『会議法典』第10章161条の注を参照。



第30条 誰か〔主人〕のもとで、奉公証文にもとづき奉公しているホローブに子供が産まれたとする。そしてその〔子供は〕主人のもとで証文にもとづかずに長い年月住んでいた場合。そのような〔子供の〕ホローブには主人が奉公証文を取ること。

もしそのようなホローブが、その意志によって奉公証文を受けることを望まなかった場合。かれらには強制的に証文を取ること。なぜならば、かれらは奉公証文をも持たずに長い間住んでいたからである。

第31条 誰か〔家僕〕が証書類の中で、ホローブであることが書かれているが、そこにはホローブ女と結婚したことによってホローブになったとか、〔自由民の女が〕ホローブと結婚したことによってホローブ女になったと記されているとする。そして、このようなホローブとホローブ女が、古参ホローブとして誰かへの遺言状や婚資目録の中に書き入れられている場合。それらのホローブは遺言状や目録にもとづいて、結婚による古参ホローブとなる。

第32条 もし一人のホローブについて2通の身売り状、2通の自由意志ホローブである証拠が〔裁判に〕出され、一方の証拠がより古い場合。より古い証拠にもとづいて取り調べが行われ、そのホローブを〔より古い証拠を提出した主人に〕引き渡すこと。

第33条 もし誰かが〔国を〕裏切って、モスクワ国を去り他の国へ逃亡したとする。そして、そのあとに残された家僕（ホローブ）は、君主の命令と貴族の決定によって解放されたとする。そののちに、これら家僕たちが、自由意志で誰か〔他の主人〕のホローブになりたいとの請願を行なったとする。ところが、その後、もとの裏切り者が他国から帰還して、君主はこれを赦免し、慈悲を与え、このような裏切りに対して死をもって処罰しなかった場合<sup>99</sup>。

かれ〔裏切り者〕の家僕は、自分のところに再び引き取ること。ただし、かれが不在の時に解放された者については、かれは支配力をもたない。

第34条 もし誰かのホローブが捕虜として国外に連れ出され、そののちになってそのホローブが捕虜から解放された場合。かれはもはや旧い主人のホローブではなく、かれの妻や子供も、〔かれが受けた〕捕虜としての苦難のゆえに、かれに引き渡すこと。

もし、そのようなホローブが自分の旧い主人のもとにいる居ることを望んだ場合には、旧主はそのホローブをホローブ官署に登録のために連れて行き、かれに尋問をしたのちに、かれが自由意志で旧主のところに行ったという旨を、旧い書類に署名させること。その手数料は一人

---

99 『会議法典』の第2章11条に、このような帰還した裏切り者への慈悲について言及されている。

あたり1アルティン<sup>100</sup>である。

第35条 もし誰かホローブが裏切って、他の国に逃亡したとする。そののちに、逃亡先の国からモスクワ国に自らの意志で戻った場合。かれは、旧い奉公〔ホローブ契約〕にもとづいて、旧い主人のホローブである。なぜなら、かれは他国に逃亡したのであり、捕虜にされたのではないからである。

第36条 もし誰か家僕（ホローブ）あるいは女の家僕（ラバー）が主人のもとから逃亡して、ほかの誰か〔主人〕に対してそのホローブになりたいとの請願をしたとする。ところが、逃亡中にホローブの〔受け入れ〕を請願した相手の者〔主人〕が、そのホローブを捕虜として取ったとする<sup>101</sup>。そののちに、ホローブは捕虜の身から逃れてきた場合。

そのような家僕（ホローブ）は最初の書類にもとづいて最初の主人に引き渡すこと。捕虜として取った相手にホローブとして引き渡してはならない。

第37条 誰か捕虜〔となった者〕がいて、その勤務の地は外国の土地であったとする。そこで、〔捕虜の〕子供が正教キリスト教信仰に改宗したが、君主への勤務には不適格<sup>102</sup>であったとする。それゆえ、君主の勤務に就こうとした者が、勤務から去り、誰かのところに言って請願し、自分の奉公証文を与え〔ホローブになる〕ことを願った場合。

その者は新改宗者<sup>103</sup>から証文をとり、〔ホローブ〕登録簿に登録すること。

第38条 誰かが、新改宗者を奉公人として受け入れ、証書類は取ったが、その文書を官署においても登録しなかったとする。そののちに、新改宗者がかれのもとから逃亡し、かれは登録しなかった証書類にもとづいて、逃亡者が持ち逃げをしたと裁判に訴えた場合。

そのような証書類は信じるべきではなく、新改宗者を持ち逃げの罪で裁判にかけるべきではない。なぜなら、そのような証書類は君主の命令〔手続き〕にしたがって取られたものではなかったからである<sup>104</sup>。

---

100 1アルティンは6デニガ、ルーブリ換算で0.03ルーブリに相当する。

101 第34～36条に共通していることだが、ここでは一種の「戦争・戦闘」状態が想定されており、本条ではホローブとしての受け入れを請願したさきは「敵側」の主人だったということになる。

102 通常、正教に改宗した外国人は国家勤務に就かなければならなかった。そのため、何らかの理由で（不具などで）勤務に「不適格」な改宗者が、ホローブになる途を規定したもの。通常の外国人捕虜をホローブ化する禁止条項にもなっている。

103 新改宗者（новокрещен）は、おもにムスリムから正教徒に改宗した者を言う。

104 本条項も間接的に、新改宗者を国家勤務に就かせる方針に沿っている。

## 主な参考文献

- Соборное Уложение 1649 года: Текст; Комментарии / подгот. текста Л. И. Ивановой. Комментарии Г. В. Абрамовича, А. Г. Манькова, Б. Н. Миронова, В. М. Панеяха. Руководитель авторского коллектива. А. Г. Маньков. Л., 1987.
- Маньков А. Г. Уложение 1649 года: Кодекс феодального права России. Л., 1980.
- Соборное уложение царя Алексея Михайловича 1649 года. М., 1957. (Памятники русского права. Вып. 6).
- Российское законодательство X—XX веков: Акты земских соборов Т.3. М., 1983.
- Тихомиров М. Н., Елифанов П. П. Соборное Уложение 1649 года: Учебное пособие для высшей школы. М., 1961.
- Richard Hellie (trans. and ed.), *The Moscovite Law Code (ULOZHENIE) of 1649. Part 1: Text and Translation*. California, 1988.
- Государственность России. Словарь-справочник. Книга 5: Должности, чины, звания, титулы и церковные саны России: Конец XV в. — февраль 1917 г. Ч.1—2. М., 2005.
- 松木栄三 (編訳) 『ピョートル前夜のロシア—亡命ロシア外交官コトシーヒンの手記』彩流社, 2003年。
- 石戸谷重郎 『ロシアのホローブ』大明堂, 1980年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 『『1649年会議法典』翻訳と注釈(1)』『富山大学人文学部紀要』43号, 2005年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 『『1649年会議法典』翻訳と注釈(2)』『富山大学人文学部紀要』45号, 2006年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 『『1649年会議法典』翻訳と注釈(3)』『富山大学人文学部紀要』46号, 2006年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 『『1649年会議法典』翻訳と注釈(4)』『富山大学人文学部紀要』49号, 2008年。
- 中沢敦夫, 吉田俊則 『『1649年会議法典』翻訳と注釈(5)』『富山大学人文学部紀要』50号, 2009年。

---

本稿は月一回のペースで、電機通信大学で開かれている研究会（「中近世ロシア研究会」）における、翻訳検討作業の結果がベースになっている。ただし、訳文の決定及び注釈の内容については最終的に本稿の著者が責任を負っている。研究会の参加者は次の通り。浅野明, 飯田ちひろ, 池本今日子, 井内敏夫, 今村栄一, 大山知児, 小野寺利行, 草加千鶴, 草野佳矢子, 栗生澤猛夫, 田辺三千広, 兎内勇津流, 豊川浩一, 中沢敦夫, 中村喜和, 濱本真実, 坂内徳明, 松木栄三, 丸山由紀子, 三浦清美, 三浦良子, 宮野裕, 吉田俊則。「中近世ロシア研究会」の活動については、次のホームページを参照されたい。

<http://members3.jcom.home.ne.jp/russland/index.html>